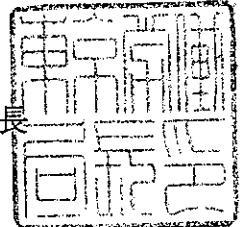




東労発基第315号
平成22年11月4日

社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局長



基礎工事用機械の転倒に係る労働災害防止の徹底について

東京労働局におきましては、建設業における死亡災害の急増に伴い、平成22年9月14日付けで関係業界団体及び労働災害防止団体に対して労働災害防止に係る緊急対策の実施の要請を行い、貴会におかれても会員事業場に対する指導等の徹底を図っていただいているところですが、本年10月4日、別添のとおり、東京都渋谷区のマンション建築現場において、基礎工事用機械（アース・オーガー）が転倒し、ブームの先端部が隣接する特別養護老人ホームに激突するという社会的に注目を浴びる事故が発生しました。

また、基礎工事用機械による転倒災害については、昨年4月14日、別添のとおり、東京都千代田区の建築現場において基礎工事用機械（アース・ドリル）が転倒し、歩行者1名死亡及び負傷者5名という誠に痛ましい災害が発生しており、本年10月19日、当局中央労働基準監督署において、施工業者ほかを労働安全衛生法違反の疑いで東京地方検察庁に書類送検を行ったところです。

今回の事故は幸いにも死傷者はなかったものの、都市部においての同種機械の転倒事故は一歩間違えれば労働者のみならず、第三者をも含む多数の方が被災するという重大な災害につながるおそれが極めて高いものです。

つきましては、同種災害の防止を徹底するため、特に下記の事項に留意するとともに、関係事業者の協議の下、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果に基づいて改善措置を講じた上で作業を行うことについて、会員事業場に周知、指導していただくよう要請します。

記

1 車両系建設機械（基礎工事用）の用途以外の使用制限について

- (1) 移動式クレーンにアース・オガード等の基礎工事用機械のアタッチメントを装着したときは、当該機械は移動式クレーンではないので、荷のつり上げ・運搬作業に使用しないこと。なお、作業の性質上やむを得ず荷のつり上げ等を行うときは、転倒を防止するため、当該機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を厳守すること。
- (2) 移動式クレーンに基礎工事用アタッチメントを装着した場合、移動式クレーンの安全装置である過負荷防止装置は実際の過負荷状態を反映しないことがあるので、必ずメーカー等に対し、使用の可否及び使用条件（使用可能な場合）についての確認を行い、オペレーターに周知徹底すること。

2 作業計画等について

- (1) 基礎工事用機械等の車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、作業場所の地形、地質の状態等を調査するとともに、これに適応した作業計画を策定し、当該作業計画により作業を行うこと。なお、作業計画の策定に当たっては、以下の事項を含むものとすること。
 - ① 使用する機械、設備の配置
 - ② 敷設板の敷設等地盤強度の確保方法
 - ③ 当該機械、設備を用いて行う作業の方法
 - ④ 作業に必要な資材や作業の結果生ずる堆土等の置き場所
 - ⑤ 作業用の仮設の建築物の配置
- (2) 作業に使用する車両系建設機械の選定に当たっては、メーカー等が示した仕様書等に示された内容をもとに、①仕事を行う場所の地形（周辺状況を含む。）及び地盤の状況、②想定される作業内容に応じた能力のものとすること。
- (3) 作業内容に変化が生じた場合には、使用機種の変更等作業計画の見直しを検討すること。

3 その他

- (1) 車両系建設機械や移動式クレーン等の運転に当たっては、その能力等に応じた資格等（免許、技能講習、教育）を有する者を就かせること。
- (2) アウトリガー又は拡幅機能付きのクローラを有する機械を用いて作業を行う際は最大に張り出して使用すること。

渋谷区内の工事現場における基礎工事用機械転倒災害

1 発生日時 平成22年10月4日(月) 午前9時10分頃

2 発生場所 東京都渋谷区針山町

3 発生状況

東京都渋谷区のビル建築現場において、移動式クレーンにアースオーガーアタッチメントを装着し、基礎工事用機械（車両系建設機械）として使用していたが、同機械の補巻のフックにセメント袋（パレット上に50袋、約1.25トン）を玉掛けし、つり上げて荷の移動作業を行っていたところ、当該アースオーガーが転倒し、ブームの先端部分が隣接する特別養護老人ホームの3階部分に激突した。

※ アース・オーガー

(労働安全衛生法施行令 別表第7第3号6に規定する基礎工事用機械)



千代田区内の工事現場における基礎工事用機械転倒灾害

1 発生日時 平成21年4月14日(火)午前11時10分頃

2 発生場所 東京都千代田区麹町

3 発生状況

東京都千代田区のビル建築現場において、移動式クレーンにアースドリルアタッチメントを装着し、基礎工事用機械（車両系建設機械）として使用していたが、前日に打設した基礎杭の表層ケーシング（直径約2.4m、重量約11tの鉄製の筒）を同機械の補巻のフックでつり上げて土中から抜き取る作業を行っていたところ、当該アース・ドリルが転倒し、当該機械のブームが隣接する道路（片側3車線）をふさいだ。この際、当該アース・ドリルを運転していた労働者1名、隣接する歩道を通行していた歩行者2名、道路上のトラックの搭乗者3名の計6名が被災した。※ アース・ドリル

（労働安全衛生法施行令 別表第7第3号3に規定する基礎工事用機械）

